平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 2		一 府省庁名 経済産業省		
対象	税目			
要望 項目名		中小企業者等の法人税率の特例の拡充		
	内容 要)	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 中小企業者等に係る法人税の軽減税率 (年800万円以下の所得金額に適用。本則19%・租税特別措置15%) について、法人実効税率の引下げの検討状況を踏まえつつ、その引下げを目指す。		
		・特例措置の内容 中小企業者等に係る法人税の軽減税率(年800万円以下の所得金額に適用。本則19%・租税特別措置15%) について、法人実効税率の引下げの検討状況を踏まえつつ、その引下げを目指す。		
関係	条文	(地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 ~		
減 見込	収	[初年度] - (▲12,887) [平年度] - (▲12,887) [改正増減収額] - (単位:百万円)		
		中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、法人実効税率の引下は		
		(2) 施策の必要性 我が国経済は緩やかな回復を続けているものの、消費税率引上げに伴う経済への影響や、円安によるが料費の高騰など、経済の下振れリスクが存在している。外部経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業とって、このような現在の経済状況は予断を許すものではなく、経営基盤の安定・強化を図ることが喫課題となっている。特に、消費税率は段階的な引上げの最中であり、更なる引上げが予定されている。対税の転嫁が困難な中小企業にとって、消費税率の引上げは更なる資金繰り圧迫、利益の圧縮にも繋がり、が国経済に大きな影響を与えるおそれがある。 中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。		
本要対応縮減		_		
	· <u></u>	ページ _		

		Г
合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	4. 中小・地域 4-2 事業環境整備
	政策の 達成目標	厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを 含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長 力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
	同上の期間中 の達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強 化を通して、日本経済の成長に繋げる。
	政策目標の 達成状況	我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ「良い」とは言えない状況。円安による原材料費の高騰や、消費税率の更なる引上げにより先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。
有効性	要望の措置の 適用見込み	年800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 ※過去5年間の適用件数 ・平成20年度:726,325件 ・平成21年度:697,692件 ・平成22年度:688,997件 ・平成23年度:677,525件 ・平成24年度:704,491件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」等
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。25.5%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大84万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
相当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、また、消費税率の引上げの際の転嫁の 困難性に起因し、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企 業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 7 割を超える赤字企業に対して、将来黒 字化した際に、法人税負担が軽減され、利益幅が大きくなり、企業活動の活性化に資するもの である。実際、本特例を将来の経営判断を行う上で考慮している税制として挙げている欠損法 人や利益のない法人が相当割合存在する。このように本特例は、政策手段として的確であると 言える。 また、租税負担能力に着目して、中小企業者等とそれ以外の法人の法人税率に差異を設けた 制度であることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の措置となって いる。
	ページ	-

税負担軽減措置等の 適用実績	【適用件数、減収額試算】 ・平成23年度(22%→18%):677,525件、942億円(国税) ・平成24年度(19%→15%):704,491件、999億円(国税) (出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	影響額 道府県民税 4,995,806 千円 市町村民税 12,289,682 千円
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。25.5%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大84万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
前回要望時の 達成目標	厳しい経営環境の中で、必死に利益を上げている中小企業を支援するため、軽減税率引下げ を含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その経 営力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ「良い」とは言えない状況。円安による原材料費の高騰や、消費税率の更なる引上げにより先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。
これまでの要望経緯	平成 21 年度改正 創設 (本則 22%・租特 18%) 平成 23 年度改正 拡充 (本則 22%→19%、租特 18%→15%)
ページ	_